

平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名	三 光 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 遠 藤 幹 雄
(コード番号	7922)
問 合 せ 先 責 任 者	取 締 役 経 理 部 長 高 橋 光 弘
(TEL	03-3403-8134)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 56 回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 28 年 3 月 30 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 56 回定時株主総会の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。当該移行のため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに取締役及び取締役会に関する規定の変更等を行います。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に関する定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記変更に伴う、条数の変更等、所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

変更箇所は下線で表示

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 16 条 当社の取締役は、9 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 17 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第 19 条 当社の取締役の任期は、<u>就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 22 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の 3 日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 16 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9 名以内とし、<u>監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第 17 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>(任期) 第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>③ 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 22 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(重要な業務執行の委任) 第 25 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 当社の取締役の報酬賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 当社の取締役の報酬賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p>	
<p>第 29 条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数)</p>	
<p>第 30 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任)</p>	
<p>第 31 条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>監査役の選任を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(任期)</p>	
<p>第 32 条 <u>当社の監査役の任期は、就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	
<p>(常勤監査役)</p>	
<p>第 33 条 <u>当社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集権者及び議長)</p>	
<p>第 34 条 <u>当社の監査役会は、あらかじめ招集権者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当る。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 35 条</u> 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 3 日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 36 条</u> 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって決する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 37 条</u> 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 38 条</u> 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 39 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	(削除)
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第 40 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第 30 条</u> 当社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 31 条</u> 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 32 条</u> 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 41 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 45 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 46 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 36 条 監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査 等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 56 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>